

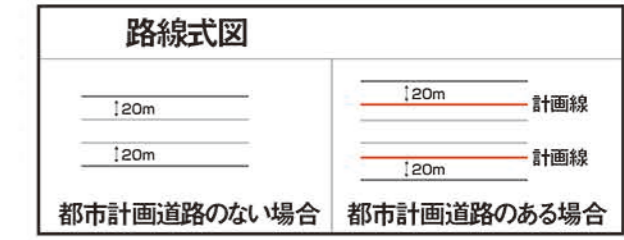
凡 例

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
地域		特別工業地区
		工業地域
		工業専用地域
		工業専用地域
容積率・建ぺい率		容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区
		第1種高度地区
		第2種高度地区
高度地区		第3種高度地区
		最低限高度地区 (7m)
		防火地域
		準防火地域 (市街化区域で防火地域以外はすべて準防火地域)
防火関係		新たな防火規制区域 <small>東京都建築安全条例第7条の3に定める</small>
		特別業務地区
特別業務地区		特別業務地区
臨港地区		東京臨港地区
保全地区		大森ふるさとの浜辺 特別緑地保全地区
		特別緑地保全地区
流通業務地区		南部流通業務地区
生産緑地地区		生産緑地地区
高度利用地区		高度利用地区
		市街化調整区域 <small>この表示区域以外は、市街化区域です。</small>
		環8
		30m

日影規制時間	
3-2	4-2.5
5-3	3-2
4-2.5	5-3

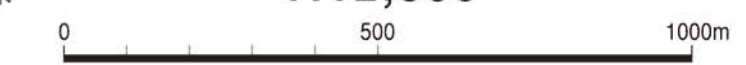
(第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、
他は4.0m

- 注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。
2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。



※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

1:12,000



1:30,000



大田区まちづくり推進部都市計画課

不許複製